障害者雇用納付金関係助成金のごあんない　正誤表

本書にて下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	正	誤
3	（注釈 10）	常時雇用している労働者数が～*中略*～障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主で支給の減額調整を受けている事業主をいいます。	常時雇用している労働者数が～*中略*～障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主をいいます。
4	⑫健康相談医 ⑬職業生活相談支援専門員 ⑭職業能力開発向上支援専門員 の特記事項欄	対象障害者が雇用後１年を超える期間が経過している場合は対象となりません。	―
6	（注釈 14）	（注釈 14）対象となる障害者が雇用されて６か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害者の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象となりません。（⑥⑨の助成金を除く。）	（注釈 14）対象となる障害者が雇用されて６か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害者の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象となりません。

頁	7	該当箇所	障害者能力開発助成金

正

■ 障害者能力開発助成金

障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

個別助成金名	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間
第1種（施設設置費）助成金	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害のある方 ・難病等にかかっている方	対象費用の4分の3	5000万円まで	-
第2種（運営費）		対象費用の4分の3	受講生1人につき月16万円まで	訓練期間中

誤

■ 障害者能力開発助成金

障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

個別助成金名	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間
第1種（施設設置費）助成金	• 身体障害者 • 知的障害者 • 精神障害者	対象費用の5分の4	2億円まで	–
第2種（運営費）		対象費用の4分の3	受講生1人につき月16万円まで	訓練期間中

（R6.5）